

国立感染症研究所施設運営小委員会細則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）で行われる動物実験が、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という）、内閣府告示の「動物の殺処分方法に関する指針」（以下「処分指針」という）、国立健康危機管理研究機構動物実験実施規程、国立感染症研究所動物実験実施細則、国立感染症研究所動物実験委員会設置細則（本細則を含めて以下「規程等」という）に基づいて行い得るように、適切に実験動物及び動物実験施設を管理運営することを目的とする。

（定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当する各号に定めるところによる。

（1）職員等 職員、臨時職員、客員研究員、協力研究員、流動研究員、派遣職員、研究生、実習生で本細則第19条による施設利用者名簿に登録した者及びその他所長が認めた者で次号に定める施設を利用する者をいう。

（2）動物実験施設 戸山本部（東）（以下「戸山本部」という。）の動物実験管理区、病原体等管理区域内の動物実験室及びその他同本部内で所長が承認した区域（以下「戸山本部動物実験施設」という。）、村山支所の動物実験管理区、病原体等管理区域内の動物実験室及びその他同支所内で所長が承認した区域（以下「村山支所動物実験施設」という。）、並びに多摩支所の第1実験動物棟、第2実験動物棟、第3実験動物棟及びその附属施設、その他同支所内で所長が承認した区域（以下「多摩支所動物実験施設」という。）をいう。

（職員等の義務）

第3条 職員等は、法、飼養保管基準、基本指針、処分指針、規程等、及び各動物実験施設利用方法を遵守するとともに管理者及び実験動物管理者（以下「管理者等」という。）より動物実験施設の管理運営に関して指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

（本細則の改廃）

第4条 本細則の改廃については、施設運営小委員会（以下「小委員会」という）で審議し、動物実験委員会にて改正の承認を得るものとする。

第2章 管理体制

（管理者等）

第5条 感染研における動物実験施設の管理者及び実験動物管理者は、次に掲げる者とする。

（1）管理者 安全管理研究センター長

（2）実験動物管理者 動物実験施設ごとに前号の管理者の推薦に基づき理事長が指名した者

（小委員会の設置）

第6条 第1条の目的を達成するために、動物実験委員会は動物実験施設ごとに小委員会を置く。

（小委員会の構成）

第7条 各施設の小委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

（1）副所長（戸山本部及び村山支所の小委員会にかぎる。）

（2）当該小委員会の設置してある動物実験施設の管理者

（3）当該小委員会の設置してある動物実験施設の実験動物管理者

（4）総務部長、ただし、村山支所動物実験施設にあっては総務部次長、多摩支所動物実験施設にあっては総務部管理課長

（5）獣医科学部長（戸山本部の小委員会にかぎる。）

(6) 動物実験施設ごとに当該施設を利用する研究部の部長（センター長を含む）のうちから所長が指名する者

(7) 動物実験施設ごとに当該施設を利用する研究部（センターを含む）の所属職員のうちから各研究部ごとに所長が指名する者 ただし、各部ごとに指名する委員の数は2名以内とする。

(小委員会委員長等)

第8条 各小委員会に委員長を置き、委員長は第7条第2号のものとする。

2 各小委員会等に副委員長を置く。

3 副委員長は、各小委員会にあっては第7条第3号又は第6号のうちから委員長が指名する。

(小委員会委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、第7条第1号から第6号までの者は常任とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(各小委員会等)

第10条 各小委員会等は、委員長が召集する。

2 委員長は、委員の三分の一以上が審議すべき事項を示して召集を請求したときは、各小委員会等を召集しなければならない。

3 各小委員会等は、委員の三分の二以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 各小委員会等の議事は、出席した委員の三分の二以上で決する。

(小委員会等の業務等)

第11条 各小委員会は、各々の所管にかかわる実験動物及び動物実験施設を適正に管理運営するために、次の各号に掲げる事項について調査審議し、動物実験委員会に対して意見を述べることができる。

(1) 実験動物の施設及び設備に関すること。

(2) 共同利用施設としての動物実験施設の使用調整に関すること。

(3) 感染研動物実験施設利用方法の改正に関すること。

(4) その他実験動物及び動物実験施設の管理運営に関すること。

(庶務)

第12条 各小委員会等の庶務は、戸山本部にあっては総務部調整課、村山支所にあっては総務部業務課、多摩支所にあっては総務部管理課において処理する。

(運営事項の制定等)

第13条 本細則に定めるもののほか、議事の手続きその他各小委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が小委員会に諮って定める。

(安全管理研究センター第二室、第四室及び多摩支所動物実験施設管理者の業務)

第14条 安全管理研究センター第二室、第四室及び多摩支所動物実験施設の管理者は、各々の所管の動物実験施設に関して、次の各号に掲げる業務を処理する。

(1) 本細則等の遵守状況について定期的に確認すること。

(2) 本細則等に定める事項の実施状況査察の補助的業務に関すること。

(3) 実験動物及び動物実験施設の管理運営に関する教育及び指導に関すること。

(4) その他実験動物及び動物実験施設の管理運営に関すること。

第3章 動物実験施設及びその管理運営

(動物実験施設の共同利用)

第15条 感染研内の動物実験施設は共同利用施設とし、その管理運営は動物実験施設ごとに行う。ただし、特に所長の指定する施設は、共同利用施設としないことができる。

(実験動物の管理)

第16条 感染研において使用される実験動物は、全て理事長が承認した動物実験施設において飼育管理さ

れなければならない。

（動物実験施設への立入制限）

第 17 条 次に掲げる者以外は、動物実験施設へ立入ることが出来ない。

- （１）第 19 条により登録した者
- （２）業務上当該動物実験施設に配備された者
- （３）その他特に所長が認めた者

（動物実験施設利用方法）

第 18 条 管理者等は動物実験施設ごとに利用方法を定めなければならない。

（動物実験施設の利用手続き）

第 19 条 動物実験施設を利用しようとする者は、管理者に動物実験施設の利用申請を行い、利用しようとする動物実験施設の管理者等が行う動物実験施設利用講習会を受講し、施設利用者名簿に登録しなければならない。

（講習会）

第 20 条 管理者等は、動物実験施設利用申請者を対象として、実験動物の飼養保管に関する基本的事項及び動物実験施設利用に関する講習会を毎年一回以上開催しなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第 21 条 管理者等及び職員等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

（実験動物の導入）

第 22 条 管理者等は、国内からの実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。海外からの実験動物の導入に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、など関連法令に従うこと。

- 2 管理者等は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。
- 3 管理者等は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

（給餌・給水）

第 23 条 管理者等及び職員等は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

（健康管理及び実験動物の防疫保安措置）

第 24 条 管理者等及び職員等は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

- 2 管理者等及び職員等は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、状況に応じて安楽死処分あるいは、実験目的に支障を及ぼさない範囲で実験動物に適切な治療等を行うこと。
- 3 管理者等は、動物実験施設において研究又は検定に不適切な実験動物が発見されたときは、速やかに関係者と協議し、必要に応じて各種防疫保安上の措置をとらなければならない。

（異種又は複数動物の飼育）

第 25 条 管理者等及び職員等は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

（実験動物等の脱出及び侵入の防止）

第 26 条 管理者等は、実験動物等の脱出又は侵入を防止するための施設設備を設置し、また、管理運営にあたりこれらの事態が発生しないよう配慮しなければならない。

（実験動物の搬出禁止）

第 27 条 動物実験施設において飼育管理されている実験動物は、原則として当該施設より搬出してはならない。ただし、本部及び支所外への搬出については所長が、同一本部及び支所内管理区域間の移動について

は管理者が、特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。

（実験動物等による汚染防止）

第28条 管理者等は、実験動物及び動物実験施設の管理等の不行届により環境が汚染されないように施設設備及びその保守管理等について、また、職員等は、動物実験により環境が、汚染されないように十分配慮しなければならない。

（実験動物数の把握等）

第29条 職員等は、自己の管理の実験動物数について常に把握し、必要に応じて管理者に対して報告しなければならない。

（記録の保存及び報告）

第30条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、所長に報告すること。

（譲渡等の際の情報提供）

第31条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

（輸送）

第32条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

（自己管理動物以外の取扱いの禁止）

第33条 職員等は、緊急を要する場合を除いて、自己の管理以外の実験動物に接触してはならない。

（異常事態等の通報）

第34条 職員等は、実験動物による咬傷等が発生した場合、実験動物に由来する疾病が疑われる場合、実験動物及び施設設備に異常が疑われる事態を発見した場合は、直ちに、管理者等に報告しなければならない。

（備品の搬入、搬出の制限）

第35条 職員等は、動物実験施設に所属部等の管理の備品を搬入又は、当該設備備付けの備品等を搬出してはならない。ただし、管理者の承認を得た場合は、そのかぎりではない。

第4章 雑則

（違反行為に対する措置）

第36条 所長は、職員等が本細則等の遵守義務を怠り動物実験施設の管理運営に著しく支障を生ぜしめた場合は、利用資格の取消し、動物実験施設の利用停止、講習会の再受講等を命ずることができる。

（本細則の運用）

第37条 本細則の運用は、規程等のほか、病原体等安全管理規程、組換え生物等実験実施規則、人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会等規程、放射線障害予防規程、有害化学物質取扱指針、廃棄物取扱規程等によるものとする。

附則

この規程は、平成6年11月24日から施行する。

附則

平成3年4月1日施行の国立予防衛生研究所実験動物管理運営規程は、本規程の施行により廃止する。

附則

この規程は、一部改正し、平成 9 年 9 月 4 日より施行する。

附則

この規程は、一部改正し、平成 1 4 年 1 0 月 3 1 日より施行する。

附則

この規程は、一部改正し、平成 1 7 年 9 月 6 日より施行する。

附則

この規程は、一部改正し、平成 1 9 年 1 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、一部改正し、平成 2 3 年 7 月 7 日より施行する。

附則

この規程は、一部改正し、平成 2 5 年 1 月 1 0 日より施行する。

附則

この規程は、一部改正し、平成 2 7 年 1 月 8 日より施行する。

附則

この規程は、一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附則

1 この細則は令和 7 年 4 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。（令和 7 年 3 月 2 7 日国立感染症研究所部長会議承認）

2 平成 6 年 1 1 月 2 4 日施行の実験動物管理運営委員会等細則は本細則の施行により廃止する。

附則

この細則は、一部改正し、令和 7 年 5 月 2 7 日より施行する。